

質問項目	質問の内容	回答
<p>仕様書 4 委託条件 (2)の②相談支援従事者初任者研修を終了した者について</p> <p>(4)運営に関すること②について</p>	<p>・昨年 10 月から専従で委託相談業務に配置され、日々の業務にあたっています。ただ、相談支援従事者初任者研修については、開催時期の関係でまだ受講することができず、令和 2 年度の初任者研修も 5 月中旬以降で、4 月 1 日からの委託業務までの「初任者研修を終了した者」の要件を充たせません。令和 2 年度内での初任者研修終了を目指していますが、この職員は 4 月 1 日から委託相談業務の専任相談支援員(もしくは補助相談支援員)として配置はできないでしょうか。現行相談支援体制の維持充実の面からも、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p> これまでは「初任者研修をした者」でなくても補助員として勤務しながら、途中で初任者研修を受講・終了し、相談支援専門員として業務にあたるケースが認められていました。</p> <p>・1 番目の質問と関連しますが、令和 2 年 4 月 1 日付けで 2 人目の相談員の配置が不可能な場合、契約開始後 3 ヶ月以内に配置すること。その際の人件費は、障害福祉課へ報告のあった翌月より算定する、とありますが、前項での職員配置が認められれば問題ありませんが、それが不可の場合、その職員が「初任者研修を</p>	<p>・仕様書のとおりです。</p> <p>・期間の延長は行いません。</p>

	<p>終了した者」になるための初任者研修は前期 3 日間、後期 2 日間で開催時期によっては契約開始後 3 ヶ月以内の研修終了は困難です。研修終了まで延長することは可能ですか。その間、職員は相談支援業務に従事していますが、人件費は委託相談事業費で賄うことは可能ですか。</p>	
--	--	--